

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、この度、電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定に基づき承認にかかる申請を行なった離島等供給約款以外の供給条件（令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月の検針日の前日までの期間に適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第 36 条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表 2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

別表 2（基準単価）に定める基準単価

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
	円 銭 厘	円 銭 厘
高圧で供給する場合 1 キロワット時につき	0.098	0.009